1月定例教育委員会会議 議事録

令和 5 年 1 月 2 4 日 午後 1 時 3 0 分開会 さんくす3番館5階第1会議室

出席委員西川俊孝教育長福田知弘委員 (オンライン出席)谷池雅子委員

安達友基子教育長職務代理者和 田 光 代 委 員

欠 席 委 員 飴 野 仁 子 委 員

出席説明員

山下栄治学校教育部長 道場久明地域教育部長 角田睦学校教育部次長学校教育室長兼務 平野和男学校教育部総括参事 草場敦子教育センター所長 田中満明教育総務室参事 佐藤忍学校教育室参事・指導主事 福井将人教育センター所長代理・指導主事 大 江 慶 博 教 育 監 落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務 脇寺一郎教育未来創生室長 小西正晃保健給食室長 大川雅博青少年室長 西口崇保健給食室参事 櫻井仁之学校教育室主幹・指導主事 乙部大典学校教育室主幹

1月定例教育委員会会議 議事録

午後1時30分 開会

西川俊孝教育長

ただいまから1月定例教育委員会会議を開会いたします。

能野委員は本日欠席をされます。また、福田委員はオンラインでの参加となります。

署名委員に安達職務代理者を指名いたします。

西川俊孝教育長

本日の席数について事務局から説明をしてください。

落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴設置可能数は 10 席で、現在の傍聴希望者数は 12 名でございます。

西川俊孝教育長

傍聴席数が10席ということですけれども、申請者が12名ということです。 通常であれば、定員を超えた場合は抽選ということになりますが、超過して いる人数が2名ということですので、傍聴希望者12名を許可したいと思い ますが、よろしいでしょうか。

全委員

西川俊孝教育長

異議なし。

それでは異議なしと認め、本日の傍聴は12名まで許可します。

- 傍聴者入場 -

西川俊孝教育長

本日の日程第5、教育長報告③「生徒指導について」は現時点において公表することを決していない案件について審議をするものであるため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会にしたいと思います。

御異議ないでしょうか。

全委員

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長 異議なし。

異議なしと認め、教育長報告③は秘密会とすることにいたします。

それでは、日程第1、請願第1号「学校・園における子どもの健全な育成を求める請願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第 1、請願第 1 号「学校・園における子供の健全な育成を求める請願 について」御説明申し上げます。

まず私の方からは請願の内容について御説明させていただきまして、具体的な内容については担当の方から御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書3ページをお願いいたします。

こちら請願事項、上の方に、1・2・3・4 とございます。今回につきましては1項目ずつ御審議いただきたいと存じます。

まず1項目、「体育の授業、部活動など運動を行う場合、登下校時には、 身体的な距離の確保にかかわらず、マスク非着用を推奨することを各学校・ 園に通知するとともに子どもと保護者、地域住民にも周知を行ってくださ い」とあります。

以上です。

小西正晃保健給食室長

この件につきましては、保健給食室より具体的に御説明申し上げます。 運動時、体育の授業、休み時間、屋外、課外クラブや部活動及び登下校時に おきましては、マスクは外すことを基本とする旨、学校及び保護者にすでに 通知しております。

また、今後の教育活動として、ホームページにも掲載しておりまして、地域の方々を含めまして市民全体に確認できる状態にございます。

これにつきましてはすでに実施済みでございます。

1点目の説明は以上でございます。

西川俊孝教育長

それでは、この件につきまして質問・御意見はございませんか。 少し確認をします。

すでに行っているということでよろしいですか。

小西正晃保健給食室長

はい。すでにこれにつきましては熱中症対策の時点から、屋外におきましては、マスクを外すことを基本とするということで、通知の方を行っておりますので、実施をしているという形になっております。

以上でございます。

西川俊孝教育長 田中満明教育総務室参事 では、2番について事務局より説明をお願いします。

請願事項2番目について、御説明申し上げます。

2、マスクが着用できない子どもや着用が苦手な子どもが、またはマスクの常時着用による健康と発達へのリスクを懸念し、子どもや保護者がマスクをつけない選択をした時、それぞれの事情に寄り添い、その選択を尊重してください。

また、マスクを外していることが原因で、学校でいじめが発生し、登校しづらい状況を作らないよう各学校・園に通知するとともに、子どもと保護者にも周知、(教育長からのメッセージの発信など)を行ってください。

以上でございます。

小西正晃保健給食室長

続きまして、2点目の請願につきまして御説明させていただきます。

基本的には感染対策の一つとしまして、マスクの着用が推奨されておりますが、学校では様々な事情により、マスクを着用しない、またできない児童生徒がいらっしゃいますので、児童生徒本人や保護者らの意に反して、マスクの着脱を強制することのないよう、学校及び保護者へ通知しております。

すでにこれも実施済みでございます。

2点目の説明は以上でございます。

西川俊孝教育長 谷池雅子委員 それでは、この件につきまして質問・御意見はございませんか。

マスクが一定のガイドライン、例えば屋外でのマスクの非着用、それとか室内でのマスクの着用という一定のガイドラインを決めた上で、それから外れること、非着用が推奨される時にやはり着用したいとか、おうちに高齢者がいらっしゃるとか、その子自体が何らかの基礎疾患があって、コロナが一般的に子供さんがかかった時に軽症になるというのは皆さん常識として持っておられるでしょうが、基礎疾患がある子に関してはそうではないということ、これも事実なんで、そういう事情があってマスクをしたいと。

逆に、マスクを着用すべきところでやっぱり非着用になってしまうと、そういういろいろな理由、過敏性があるとか、そういう子供においてはその子供なりの背景を十分に聴取していただき、周りに丁寧に教えていただくと。

さらに、例えば物理的距離等いろいろ配慮していただくということが肝要 かなというふうに感じました。

以上意見でございます。

西川俊孝教育長 和田光代委員

それでは、他に質問・御意見はございませんか。

マスクを外していることによって学校でのいじめが発生したというそういう声が上がってますか。

小西正晃保健給食室長

基本的に現時点で保健給食室の方でマスクに基づくいじめという通報ないし、訴えはお聞きしておりません。

ただ、これまでも過去2校ほどで、やはり保護者の方が、児童について、マスクをさせたくないということでお話をいただいたケースがございます。 それにつきましては教育委員会より、学校長に丁寧な対応をお願いするということで、いじめ等がないようにということで申し伝えておるところでございます。

今後も引き続き、そのようなことがないように、都度伝達をして参りたい と考えております。

以上でございます。

西川俊孝教育長

それでは、他に質問・御意見はございませんか。

そうしましたら、確認をさせていただきます。

項目2番についても、すでに行っている、あるいは丁寧な対応、学校長、 学校に対しても働きかけをしているということで確認をさせていただいて よろしいですか。

小西正晃保健給食室長

2番目につきましても、すでに実施済みでございます。

以上でございます。

西川俊孝教育長

わかりました。

それでは3番についてお願いをいたします。

田中満明教育総務室参事

続きまして、3点目について御説明申し上げます。

大阪府教育庁のマニュアル「会話を控える」=「黙食(私語厳禁)ではない=会話の回数を減らす」について、吹田市教育委員会は、「会話を控える」=「黙食する=私語厳禁」として、各学校・園に対し、大阪府教育庁のマニュアルと異なった通知をし、学校・園の職員及び子どもたちの誤った認識に繋がっていました。

早急に経緯をすべての子どもと保護者に口頭及び文書での説明と通達を 行ってくださいとあります。

以上でございます。

小西正晃保健給食室長

3点目につきまして御説明申し上げます。

黙食に至りました経緯といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大当初、学校における感染拡大の恐れや、食事時の感染拡大が大きく取り上げられておりました。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針においては、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話する際にはマスクの着用を徹底することとされ、大阪府の学校・

園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルにおきましては、黙食という言葉は使われておりませんが、給食は感染のリスクが高い活動であり、会食にあたっては飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要であると明記されておりました。

これらのことから、給食、昼食時の黙食を小中学校の方に通知していたものでございます。

給食、昼食時の黙食につきましては、昨年11月の国の対処方針からの黙食記載の削除及び大阪府からの黙食の必要なしとの通知を受けて、昨年12月14日に手洗い、座席の配置の工夫、適切な換気の確保の措置を講じた上で、喫食場面に、大声を控えた15分以内の会話は可能である旨、全市立小中学校長と保護者に通知しており、重ねて1月5日に市立小中学校の今後の教育活動についても通知しております。

これまでの取り扱いにつきましては、いずれも市として、国府の見解に沿ったものであると考えております。

3点目の説明は以上でございます。

西川俊孝教育長

それでは、この件につきまして質問・御意見はございませんか。

それでは少し確認をさせてください。

今はすでにもう、そういった通知もしているということ、それからこれまでも国・府と言葉は違うけれども、同趣旨だということで判断をして、国・府の対策に則り行っているということで、確認させていただいてよろしいですか。

小西正晃保健給食室長

おっしゃられる通り、すでに現時点におきましては、昼食時における会話 というのを認めております。

一定の条件のもとですが認めており、黙食というのはなされておりません。

それからこれもそれ以前につきましても、必ずしも国・府と異なることを 行っていたとは、考えておりませんので、その通りでございます。

以上でございます。

西川俊孝教育長 田中満明教育総務室参事 それでは4番についてお願いをいたします。

最後4点目について御説明申し上げます。

子供たちの学校生活をいたずらに過剰に制限するのではなく、科学的知見を踏まえ、また最新の重症化率、死亡率のような情報も取り入れ、それらを保護者にも周知、共有し、子供の心身の健やかな成長、教育環境を第1に考える学校運営を行ってくださいとあります。

以上でございます。

小西正晃保健給食室長

4点目につきまして御説明申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症対策の判断は新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において検討された結果でございます。

教育委員会といたしましても、これら国の判断を反映したマニュアルや通

知に加えまして、大阪府や吹田市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議 の分析、見解に従って対応しているところでございます。

また、最新の重症化率、死亡率につきましては、吹田市独自で作成、公開 しているものはございません。

これらは厚生労働省や、大阪府のホームページ上で公開されております が、その都度改めてこれらを教育委員会として保護者に周知し、共有する予 定は現在のところございません。

今後も児童生徒が新型コロナウイルス感染症を正しく理解するとともに、 感染のリスクを自ら判断できるよう指導に努めて参りたいと考えておりま す。

4点目の説明は以上でございます。

それでは、この件につきまして質問・御意見はございませんか。 それでは、少しまとめます。

1番、2番についてはすでに行っているということ、3番については、府 と国の言葉の違いはあっても、趣旨として飛沫を飛ばさない、会話は控える といったことで、その都度、学校・保護者へ説明をしてきたということです。

4番については、特に吹田市として科学的根拠ということではなくて国や 府の方針に基づいて、対策本部会議を踏まえて判断を行って進めているとい うことで、この1番2番についてはすでに行っている、3番4番については、 市として、国府の見解に沿ったものをすでに周知していること、また、最新 の重症化率や死亡率について吹田市独自で作成、公開しているものではない ことなど、これには沿えないというようなことで、まとめたいと思います。

それでは、請願第1号については、以上のことから全体としては不採択と いうことでよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認め、請願第1号「学校・園における子どもの健全な育成を求 める請願について」は、不採択といたします。

次に、日程第2、請願第2号「インクルーシブ教育実現に向けた検討委員 会設置に関する請願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第2、請願第2号「インクルーシブ教育実現に向けた検討委員会設置 に関する請願について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページをお願いいたします。

請願の項目は、1月定例教育委員会会議において、東京大学と連携協定を 結んだ吹田市教育委員会だからこそ打ち出せるインクルーシブ教育の実現 に向けた、支援教育充実検討委員会設置の議論をしてください。連携先の東 京大学大学院教育学研究科の先生方や障害者団体、学校関係者などが参加す る委員会構成にして、幅広く意見をくみ上げてほしいというものです。

それでは、私より御説明をさせていただきます。

今回、本市教育委員会だからこそ打ち出せるインクルーシブ教育の実現に 向け、有識者や団体等、様々な立場からの御意見をいただくことに関しまし

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

田中満明教育総務室参事

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

ては、大変有意義なことであり、その重要性は高いと認識をしております。 あわせて、普段から学校を通じて、或いは直接当事者の保護者からの声、 各団体等からの声については担当室で丁寧に聞き取りをさせていただいて おります。

また、文部科学省からの今回の通知を受け、教育委員会内で各室課にわたり、情報共有を行い協議を重ね、今後の方針を検討して参りました。

請願にございました本市のインクルーシブ教育のあり方については、教育委員会内で共通認識を改めて図ることが必要と考えていることから、より強固に協議を行い、現在の本市の課題や検討事項を早急に整理する必要があると考えております。

従いまして、まず年度内に教育委員会内、各室課を横断する会議体を設置 する予定でございます。

その上で、団体や学校関係者当事者の保護者等の方々から意見をいただけるような場の設定や方法、構成メンバー等についても検討する予定でございます。

まずは、教育委員会内の体制整備にあたって参ります。

今後も様々な声をお伺いし、取り組みに反映できるよう努めて参ります。 説明は以上でございます。

それでは、この件につきまして質問・御意見はございませんか。

これまで保護者、団体などから声が上がってるということですけど、どのような声が上がってるか、届いてるか、教えていただけますか。

今回、文部科学省からの通知に係る保護者説明会を実施いたしました。 その際、終了後アンケートや、直接学校教育室へ多くの声をいただいております。

主な御意見としましては、お子さんの状況について現状では様々な不安材料があるというお声はいただいております。

以上でございます。

他に質問・御意見はございませんか。

届いている声について、この後どのように生かしていくというか、どういうような形で反映をされていく予定ですか。

今回の文部科学省からの通知に関しましては、通知に係る説明会の後、会場でのアンケートをはじめ、お電話での問い合わせ、御質問をQ&Aという形で作成し、現在整理が終了しましたので、近日中に本市ホームページに掲載いたします。

本市教育委員会といたしましては、本市の特別支援教育について、引き続き、「ともに学びともに育つ」教育を基本として、障がいの有無にかかわらず、すべての子供たちが自分の持てる力を発揮して、互いに力を認め合い、地域社会の中で関わりながら、ともに生きていく力や態度を育んでいきたいと考えております。

現状にとどまらず、さらにインクルーシブ教育について研究を進めていく ことで、本市の特別支援教育の充実を図り、児童生徒がより成長できる取組

西川俊孝教育長 和田光代委員

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

西川俊孝教育長 安達友基子教育長職務代理者

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

や環境整備を行って参ります。

その他、いただいていることに関しましては、各担当室課で内容を整理、 共有を行い、今後の体制整備や対応につなげられるよう協議しております。 以上でございます。

西川俊孝教育長 谷池雅子委員 他に質問・御意見はございませんか。

吹田市における、あるべきインクルーシブ教育についてどのようにお考え でしょうか。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

まず、本市のインクルーシブ教育については、先ほど申し上げた「ともに 学び、ともに育つ」を教育の基本として、その認識を再確認して、教育委員 会内で現状を把握して、整理していくために、教育委員会内で新たな会議体 ということを設置しようと考えております。

その上で、様々な見地から広く御意見をいただき、多様な児童生徒が教育を受ける権利を保障できるようにしようと考えております。

以上でございます。

西川俊孝教育長 谷池雅子委員

他に質問・御意見はございませんか。

請願していただいた方々の中にはやはり、インクルーシブ教育というアイディアと理念と、その特別支援教育で個別の対応、場合によっては取り出しという、そこの整合性というのはやはりはっきりしないというお声があるのではないかと推測いたします。

その会議体において、そういった混乱に、きちんとした回答を与えていただくように、計画を立てていただくことをお願いいたします。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

今の御意見を受けて検討させていただきたいと考えております。 以上でございます。

西川俊孝教育長安達友基子教育長職務代理者

他に質問・御意見はございませんか。

先ほどの御説明の中で、教育委員会内部に会議体を設置するということを お聞きしたのですけれど、その会議体において、今連携している東京大学か ら助言をいただくっていうことは考えていらっしゃいますか。

草場敦子教育センター所長

助言をいただくことについては考えております。

以上でございます。

西川俊孝教育長

他に質問・御意見はございませんか。

それでは、これについては、会議体の設置ということで、今、教育委員会 事務局が言っているのは、教育委員会内部の会議体ということになります。

教育委員会内部の会議体であること、そして東京大学と連携し、アドバイスなど御意見をいただくということ、年度内に設置をするということを確認しました。

この請願の趣旨とは、沿わないというふうに思います。よって、この請願 については不採択となりますが、その判断でよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

請願第2号、「インクルーシブ教育実現に向けた検討委員会設置に関する 請願について」は、不採択といたします。

西川俊孝教育長

次に、日程第3、報告第1号「吹田市教育委員会事務局の人事発令につい

て」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第3、報告第1号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」 御説明申し上げます。

本件は、令和4年12月23日付及び令和5年1月1日付けの人事発令につ きまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に 関する規則第4条第2項の規定に基づきまして専決処分させていただきまし たので、御報告申し上げるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお願いいたします。

発令の対象者につきましてはこちらにお示しの通りでございます。

以上よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件につきまして質問・御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第1号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令に ついて」を承認します。

次に、日程第4、報告第2号「令和5年度 全国学力・学習状況調査の参 加について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

福井将人教育センター所長代理・指導主事

私の方から「令和5年度 全国学力・学習状況調査の参加について」御説 明をさせていただきます。

日程第4、報告第2号「令和5年度 全国・学力学習状況調査の参加につ いて」御報告申し上げます。

本件は、令和 5 年度全国学力学習状況調査の参加につきまして、令和 4 年12月16日付けで吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する 委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時に代理いたしました ので御報告するものです。

議案書の15ページを御覧ください。

こちらが令和 5 年度全国学力学習状況調査に関する実施要領となってお ります。

本調査の目的は、1の調査の目的に示されるように、義務教育の機会均等 と、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を 把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学 校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てる。

さらにそのような取組を通じて教育に関する継続的な検証改善サイクル を確立するとされ、小学校第6学年、中学校第3学年を対象とすることとな っております。

調査対象となる教科は小学校において、国語、算数、中学校において、国 語、数学、英語となっており、実施日は令和5年4月18日火曜日となりま

調査結果の公表や提供等の取り扱いにつきましては、従前から正答率等の 数値だけにとらわれるのではなく、数値の背後にある本質的な要因等を多面

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

全委員

的に分析するとともに、吹田市の子供たちの持つ力や、吹田市の子供たちにつけたい三つの力といった結果を簡潔にまとめた項も設け、教職員だけではなく、一般市民にもわかりやすい調査結果の概要を作成し、公表をしております。

各校においても、自校の分析結果をプリントで配布したり、ホームページ に掲載したりするなど、保護者、地域に広く公表するよう指示して参りまし た。

全国学力学習状況調査につきましては、これまでも活発に議論いただき、 その意義が大きいとの判断で、毎年参加協力して参りました。

次年度につきましても、これまでの方針を踏まえ、教育委員の皆様の御意見をいただきながら、調査目的に従い、適切に行っていきたいと考えております。

以上のことにつきまして御承認賜りますようお願いいたします。

それでは、この件につきまして質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに異議ないでしょうか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第2号「令和5年度 全国・学力学習状況調査の参加について」を承認します。

次に、日程第5、教育長報告①「いじめに関する状況報告について」です。 事務局の説明を求めます。

日程第5、教育長報告①「令和4年度2学期末、いじめに関する状況報告 について」学校教育室より御報告申し上げます。

議案書 33 ページ以降の、教育長報告事項を御覧ください。

吹田市における令和4年度2学期末のいじめに関する状況について御報告 させていただきます。

11 月に、令和 3 年度の全国、大阪府の状況も発表されましたので御報告させていただきます。

まず33ページを御覧ください。

1、全国、大阪府のいじめの認知件数の推移を御覧ください。

表の見方といたしましては、各枠内で、上段が認知件数、中段の括弧内が 解消率、下段が千人率でございます。

中段の括弧内の解消率についてですが、全国、大阪府は3月時点での解消率となっております。

一方、吹田市は令和3年度までは、3か月の見守り期間を過ぎた解消率となっております。

今回白抜きの部分が追記した箇所となります。

文部科学省からの調査結果のポイントといたしましては、様々な活動が徐々に再開されたことにより、接触機会が増加するとともに、法に基づいた認知に対する理解が広がったことで、いじめの認知数が増加したとしております。

枠内の一番下にございます、千人率を全国、大阪府と吹田市を比べますと、

西川俊孝教育長

全委員 西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

吹田市の小学校、中学校ともに千人率は低くなっております。

吹田市の令和2年度と比べて千人率も大幅に上昇しておりますが、まだまだ 積極的な認知を進めていく必要がございます。

続きまして、同じページの中段から下段、吹田市のいじめの件数及び解消率学期別の推移について、こちらを御覧ください。

一番下の表、白抜きの令和 4 年度 2 学期末の認知件数のところでございます。

令和3年度2学期の認知数が、ちょうど上の表にございますけれども、市内の認知数は大きく上がっております。

過去と比較しても、令和4年度は2学期の時点で最大の認知数となりました。

令和 3 年度は認知件数が小・中学校合計で 1,000 件を超えておりましたけれども、令和 4 年度、2 学期は現時点で小学校だけでも 1,000 件を超えております。

中学校に関しましても、250件を超えており、2学期の1年で過去を大き く上回っているというような状況になっております。

早期発見・早期解決のために、積極的認知を進めていくことについては、 継続して取り組んで参ります。

また、学校間で認知数の差があることについては、他市町村からの聞き取りから同様の状態があるということですので、好事例を参考にしながら、本市もその解消に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして34ページ。

3いじめの態様についてを御覧ください。

小中学校ともに、冷やかしやからかい、悪口の対応は、引き続き多く認知 されております。

各校とも早期にいじめを認知していることがうかがえます。

また、嫌なこと、恥ずかしいことをされる・させられるという対応も大き く増えております。

本市ではネットやSNSでの嫌がらせということがございました。

また、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりするという対応は、本 市でも特に、何か物を隠すというような、上靴を隠すなどという件が多く起 こっておりました。

自分の気持ちをうまく発することができず、このような行動に至ってしま うということもございます。

小学校では、軽くぶつかられたり叩かれたり蹴られたりするといった対応 の認知数が増えているとともに、逆にひどくぶたれたり、叩かれたり蹴られ たりするという対応が増えております。

文部科学省も様々な活動が徐々に再開されたことにより、接触機会が増加 するとあるように、接触の機会が増えたことによる摩擦も大きくなっている と考えられます。

34ページ下段を御覧ください。

教育センターにおけるいじめ相談回数についてです。

来所相談や出張教育相談で延べ回数が、昨年の2学期末と比べると大きく 増加しております。

こちらに関しましては1学期末と同じく、実人数から同じ相談者が複数回 来談し、継続して相談していることがわかります。

また一つの相談が本人、保護者、教員等、それぞれから相談を受けている 場合もあるため、延べ回数の増加に繋がっております。

2 学期は授業日数が多いため、いじめの相談回数も増える傾向にありますが、小学校における出張教育相談や、中学校でのスクールカウンセラーへの相談において、教員等の利用が増えており、学校が専門的な知識を有するスクールカウンセラーと連携し、チームとしていじめ事案に対応している状況がわかります。

報告は以上でございます。

西川俊孝教育長 和田光代委員 それでは、この件につきまして質問・御意見はございませんか。

34 ページのいじめの態様についてですけど、先ほども御説明があったように、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりというのがかなり増加しているということで、やはりこういう暴力行為ですね、こういうことがちょっと増加しているのは非常に危険だなというふうに感じています。

やはり大きなけがにも発展しますし、こういうことが起きるということは、説明にもあったように精神的なところかなというふうにも思いますが、他に理由は何かありますか。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事|

一つは接触という機会が増えたというところで、今まで接触が少なかったという点から、友達関係、友人関係、仲間関係の中で、どのような力加減で相手と対話をしていっていいのか、活動していっていいのかというところからトラブルに発展しているという点もございますので、そういった背景もあると認識しております。

以上でございます。

西川俊孝教育長

それでは、他に質問・御意見はございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告①を終わります。

西川俊孝教育長

次に、日程第5、教育長報告②「令和4年4月27日文部科学省通知 特別支援学級及び通級学級による指導の適切な運用についてに係る吹田市の 方針について」です。

事務局の説明を求めます。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

日程第5、教育長報告②「令和4年4月27日付文部科学省通知 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」に係る吹田市の方針について学校教育室より御報告申し上げます。

議案書37ページからの、教育長報告事項を御覧ください。

令和4年11月8日と11日に、令和4年4月27日付、文部科学省通知に 係る保護者説明会を行いました。

今回は、保護者説明会でお話させていただいた国通知について、吹田市教

育委員会としての方針と今後について説明をさせていただきます。

まず、39ページ上段を御覧ください。

国の通知の趣旨について御説明いたします。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に 基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行わ れることが重要であること。

すべての子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求し、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であること。

上記 2 点を踏まえれば、障害のある子供と障害のない子供とが触れ合い、 共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有するとございます。

以上を前提として、本通知では、文部科学省からの指摘がございました。 文部科学省が独自に調査を行い、いくつかの府県が改善を求められその中 には大阪府も入っております。

まとめますと3点になります。

- 1 特別支援学級において特別の教育課程を編成するにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない。
- 2 個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では、自立活動に加えて、算数や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった教育課程の編成が行われている。
- 3 通級による指導が十分に活用できていない。といった内容でございました。

本市としても、これらの点については、指導を受ける課題であると認識を しております。

また、41ページを御覧ください。

41 ページにございます国通知第 2 項に示されておりました、特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の実数についてです。

支援学級に在籍している児童生徒は、原則として週の授業時数の半分以上 を目安として、特別支援学級において事業を行うこと等が示されておりま す。

しかし本市は、通知に示される授業時数は児童生徒一人一人の教育的ニーズを丁寧に整理し、柔軟に対応するということとしております。

次に、吹田市の方針についてです。

本市におきましては国通知を受け、3点の方針を示しました。 43ページを御覧ください。

一つ目は、「ともに学び、ともに育つ」の教育理念を継続して追求、実現するため、インクルーシブ教育を推進し、すべての児童生徒がともに成長できる環境づくりに努めていくこと。

二つ目は、文部科学省通知の趣旨に沿った「適切な学びの場の見直し・変 更」について当該児童生徒及び当該保護者と学校が丁寧に話し合いを行い、 学びの場を決定すること。

三つ目は、学びの場の変更については、原則、令和6年4月1日からとすることです。

「ともに学び、ともに育つ」教育とは、本市が障害のある子供の教育の基本として進めてきたものでございます。

すべての子供たちが自分の持てる力を発揮し、地域社会の中で関わりなが ら、仲間と繋がり支え合い、互いを尊重し、ともに生きていく力や態度を育 んでおります。

そして、まずは自分の持てる力を発揮できるよう、個々のニーズに応じた 指導を行います。

一人一人の子供が達成感や自己肯定感を感じられるよう、当該児童生徒及 び当該保護者と学校が丁寧に話し合いを行い、より適切な学びの場に見直 し、変更できるように進めて参ります。

ただし、学びの場の変更や見直しを行うためには、特別の教育課程の再編成、学校体制の再構築、施設面や環境面の整備などが必要となることや、何より個々の児童生徒の教育的ニーズを丁寧に整理するといった慎重な対応が必要となるため、本市の方針としては、令和6年度からの設定といたしました。

この方針に伴い、具体的に吹田市教育委員会といたしましては、令和 6年度小学校全校に通級指導教室の設置を目標とし、人材育成や環境整備を行うことや、学びの場の変更を柔軟に行える体制づくりや環境づくり、例えば通常学級でのサポート人材の確保や、クールダウンする教室の確保等を進めて参ります。

以上でございます。

それでは、この件につきまして質問・御意見はございませんか。

説明会で保護者の方々からどういうお声があがりましたでしょうか。

11月8日と11日に実施した保護者説明会では、まず人数ですが、未就学児の保護者が約90名、小中学校の保護者が約480名、合わせて約570名の保護者が来られました。

各説明会にて実施した、質疑応答の時間や、アンケートでは多くの意見を いただきましたが、その多くが不安の声でございました。

それらの意見をまとめると、大きく3点です。

1点目として、保護者説明会の内容に、具体的なものが少なく、見通しが立てられない。

2点目として、現在の特別支援教育の内容で満足しているのに、新しく方針を立てる必要性を感じられない。

3点目として、今後我が子が、どの学びの場に在籍すればいいのかわからない。

障害がある児童生徒の学びの場とは、支援学級に在籍する、もしくは通常 学級に在籍する、もう一つは、通常学級に在籍しながら、通級指導教室に通 うということで、どの学びの場に在籍すればいいかわからないと、大きく3

西川俊孝教育長 谷池雅子委員 櫻井仁之学校教育室主幹・指導主事 点ございました。

これらの声を真摯に受けとめまして、保護者や子供たちの不安が少しでも 解消されるように、今後は情報発信や環境整備に努めて参りたいと思ってお ります。

簡単ではございますが、以上でございます。

西川俊孝教育長 和田光代委員

他に質問・御意見はございませんか。

保護者説明会では保護者が不安になるようなことになってしまったようですが、先ほど説明があったように、保護者説明会の内容が具体的なものが少なく、見通しが立てられないということですけど、保護者が不安になるような説明会になぜなってしまったのか。

見通しが立てられない、具体的なものが少ないという意見が出て、そういった説明会になったのはなぜだったのか教えてもらえるでしょうか。

櫻井仁之学校教育室主幹・指導主事

説明会の際は、来年度の学級設置数や、支援人材配置のための予算がまだ確定していなかったため、具体的に次年度以降の体制を説明することができませんでした。

そのため例えば、我が子が通っている学校に通級は設置されるのかとか、 通常学級に学びの場を変更した時に、支援学級の担任に代わってサポートしてくれる大人はいるのか、などの御質問に対し、具体的な回答ができませんでした。

今後は、それらの情報が入り次第、学校を通じて保護者の皆様に発信していきたいと考えております。

以上でございます。

西川俊孝教育長 安達友基子教育長職務代理者

他に質問・御意見はございませんか。

先ほどの保護者の方の悩みの中にもあったかと思うんですけど、具体的に 自分の子供の学びの場をどこにすればいいか悩んでいるとういう方は今後 どうしていったらいいということになりますか。

櫻井仁之学校教育室主幹・指導主事

先ほどの資料のスケジュールのところにも、簡単には載せさせていただいてるんですけれども、まずは、支援学級に在籍する児童生徒一人一人に作成している個別の教育支援計画、あとは指導計画の内容を各校でしっかりと見直し、見つめ直しを行います。

その際、一人一人の障がいの特性や程度、学習の達成度等に応じた学び方により、子供たちが成長できるよう、設定できているかというのを、本人、保護者、学校で確認していきます。

成長できる学び方を検討した上で、その学び方を実現できる学びの場を、個々の状況やニーズ、各校の状況をもとに、これももちろん、本人、保護者、学校で話し合って判断していくというふうな流れになっております。

以上でございます。

安達友基子教育長職務代理者 櫻井仁之学校教育室主幹・指導主事 安達友基子教育長職務代理者 今までも個別の指導計画というのは、作っていたのですよね。

その通りでございます。

だとすると、今まではあまりそれに従えていなかったということなのか、 ちょっとそこのところがよくわからないんですけれども。 今までどうだったかっていうのを教えて欲しいのと、今までと違うことを 今からやっていこうとするときに、どういう内容の計画にするのがいいかと か、どこに通うのがいいかっていうのは、かなり専門的な判断も必要になっ てくるところで、それは一体誰がそういう判断をできるスキルを持っていた り、助言できたりするのだろうかというのがちょっとわからないので教えて ください。

櫻井仁之学校教育室主幹・指導主事

まず一つ目の質問の個別の教育支援計画指導計画の作成については、おっしゃられた通り今までも作成しておりました。

ただし、今回この通知を受けて、改めて各学校の内容を調査したところ、もちろん作成はしていて子供たちのためというところで、実践してるところではあったのですが、例えば国通知にも書かれている通り、自立活動について、きっちりと把握しつつ、実践できていたかどうか、その子に応じた実践が丁寧にできているかどうかっていうところについて、改善が必要だなというところがございました。

また、資料にも書かせていただいているのですけれども、支援教育の中で、例えば学校の中で、国語と算数だけを抽出してこの学校は支援学級で学びますっていうふうな、機械的な制度になってしまっていたりだとか、個に応じた形になりきれてなかったっていうところがあるので、そこを見直し、見つめ直しをしながら、一人一人の状況に応じた、成長できる、学び方に変えていきたいなというふうに考えております。

それぞれの学び方、カリキュラムを検討した結果、先ほど申し上げました、 通常学級で配慮を行われながら、生活する、あとは通級に通う、支援学級で 学ぶ、それぞれの学習スタイル、どこに本人が在籍することがいいのかって いうところについては、まずは学校、保護者、本人で話し合います。

その中でなかなか判断がつきにくいというところであれば、教育委員会も、学級設置や、在籍について判断することとなっておりますので、相談を受けながら、さらには専門家にも相談しながら、判断していければというふうに考えております。

以上でございます。

西川俊孝教育長 福田知弘委員 他に質問・御意見はございませんか。

説明ありがとうございます。

説明会でいただいた意見の中の2番目ですけども、新しく方針を立てる必要性が感じられないとありましたが、もう少し大きな話かもしれないですけども、吹田市の教育理念「ともに学び、ともに育つ」という理念の方針に大きな変更はあるんでしょうか。教えてください。

櫻井仁之学校教育室主幹・指導主事

これまで吹田市の特別支援教育は「ともに学び、ともに育つ」の理念を掲げておりました。

この追求、実現につきましては今後も変更はございません。

以上でございます。

西川俊孝教育長 谷池雅子委員

他に質問・御意見はございませんか。

45 ページの吹田市の方針についてという、この学びの場について、これ

はある程度ガイドラインを示すものかなあと思っているのですが、これを見ますと、実際に相談会、説明会に参加していた、養育者から聞いた声ですけども、支援学級に在籍する子の目安として、当該学年の学習が難しくて、要するに下学年の学習となるものと、そういうふうに判断されると。

こういうふうな打ち出しは私が知る限り初めてではないかと思うんです けど、その辺これ間違ってるでしょうか。

この45ページのこの資料の立ち位置も併せて、御教示ください。

櫻井仁之学校教育室主幹 • 指導主事

委員おっしゃる通り、このような表で、学びの場について表したのは今回 が初めてでございます。

国通知では、それぞれの学びの場について、原則であったりだとか、目安っていうふうなところで示していたところもあるというのと、あとは先ほど申し上げた通り、本市の課題として認識している自立活動や、特別の教育課程を編成し、きっちり実践できていない状況がある中で、支援学級に在籍している子供たちがいるっていうところを鑑みて、そういった子供たちは原則、すべての子供たちも含めてなんですけれども、通常学級でみんなで成長できるっていうところを、教育委員会としては理念として掲げています。ただし、こういった学び方のニーズがある子供たちについては、こういった選択肢がありますよというふうな、方向性で考えております。

つまりは、通常学級ですべての子供たちが、ともに学べる環境づくりを目指していくというメッセージでもあると考えていただければと思います。

以上でございます。

谷池雅子委員

今までの議論の中で、吹田市の今までの特別支援教育の課題としまして、 自立活動に関する教育が十分に行われていなかったというふうに理解しま したが、それ間違ってないですか。

櫻井仁之学校教育室主幹·指導主事 谷池雅子委員 そのとおりでございます。

ということですと、その自立活動に対する教育ということを今後スタート しなきゃいけないというふうに理解しましたけれども、ゼロからのスタート ですけどもどういうふうな内容、パッケージというかそういうことを考えて らっしゃるのかと。

各々の子供に応じてっていうことですとある意味あまり内容のないものになってしまう危険性もありますので、その辺、教えていただけたらと思います。

櫻井仁之学校教育室主幹・指導主事

自立活動につきましては、障害のある児童生徒の生活上とか学習上の困難を改善克服していくっていうふうな目的があるという前提で考えていけば、今、吹田市内の学校を見渡していくと、一つの考え方や実践方法ではあるんですけれども、同じ内容を支援学級の子が全体で集まって実施するっていうふうなことによって、中にはそれぞれの障害の状況にアプローチしきれてないカリキュラムになってしまっていたりとか、もしくはそもそも自立活動が実践できていなかったりとか、そういったところがございましたので、まずは今年度、支援学級担当の先生方を集めまして、自立活動について改めて研修は実施しているところでございます。

ただし、一度行うことで改善できるとは考えておりませんので、今後も通級の増設や、支援学級の充実、あとは通常学級の先生方も、1日学校生活全体で自立活動を行うものとなっておりますので、すべての先生方に対して自立活動の認識を含められるような研修を、今後検討できたらと考えております。

以上でございます。

他に質問・御意見はございませんか。

それでは御意見がないようですので、教育長報告②を終わります。

次の教育長報告③については、すでに秘密会と決しておりますので、恐れ 入りますが、傍聴の方は退出をお願いいたします。

一 秘密会 一

これで秘密会を解きます。

それではこれをもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、1 月の定例教育委員会会議を閉会といたします。

閉会 午後3時30分

西川俊孝教育長

西川俊孝教育